

コンプライアンス研修



JSC（日本スポーツ振興センター）主催：令和3年度中央競技団体役員向け
コンプライアンス研修より一部抜粋/講演：弁護士 大橋卓生
編集：JTA審判委員会・コンプライアンス委員会

1

スポーツの価値

- 人格形成の価値（スポーツ基本法前文）

次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす

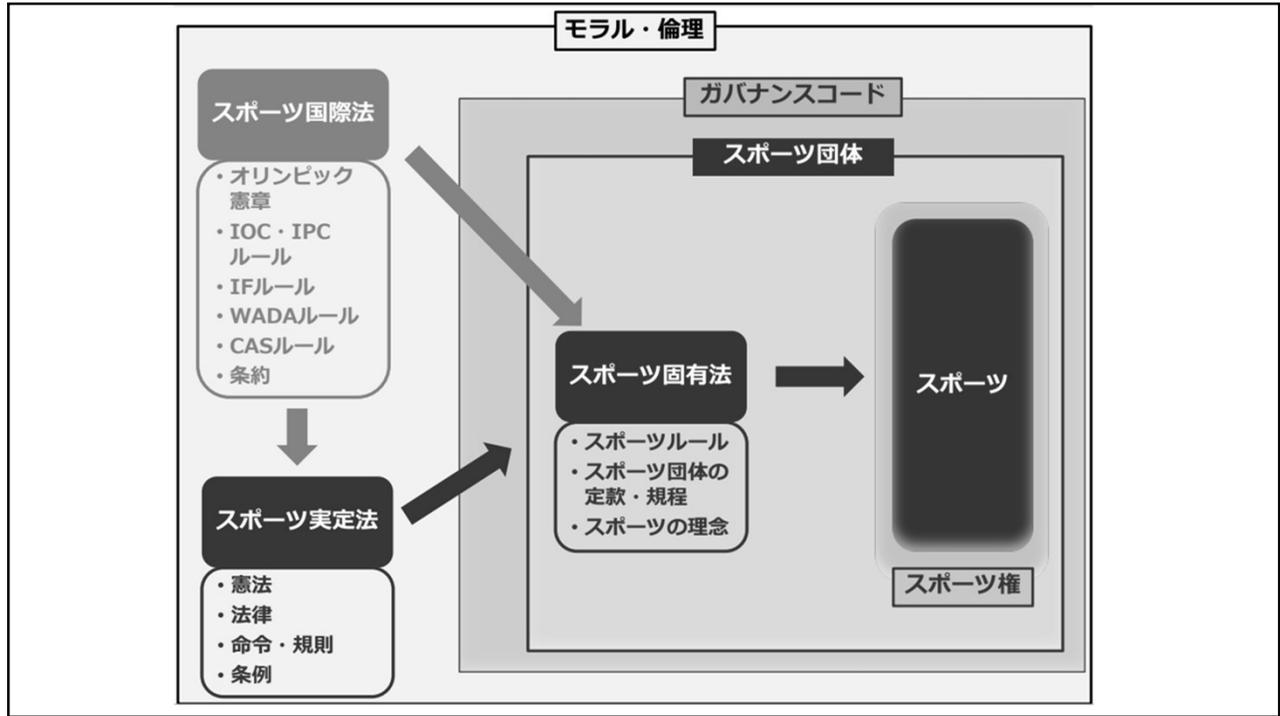


- スポーツ権の保障（スポーツ基本法前文・2条1項）

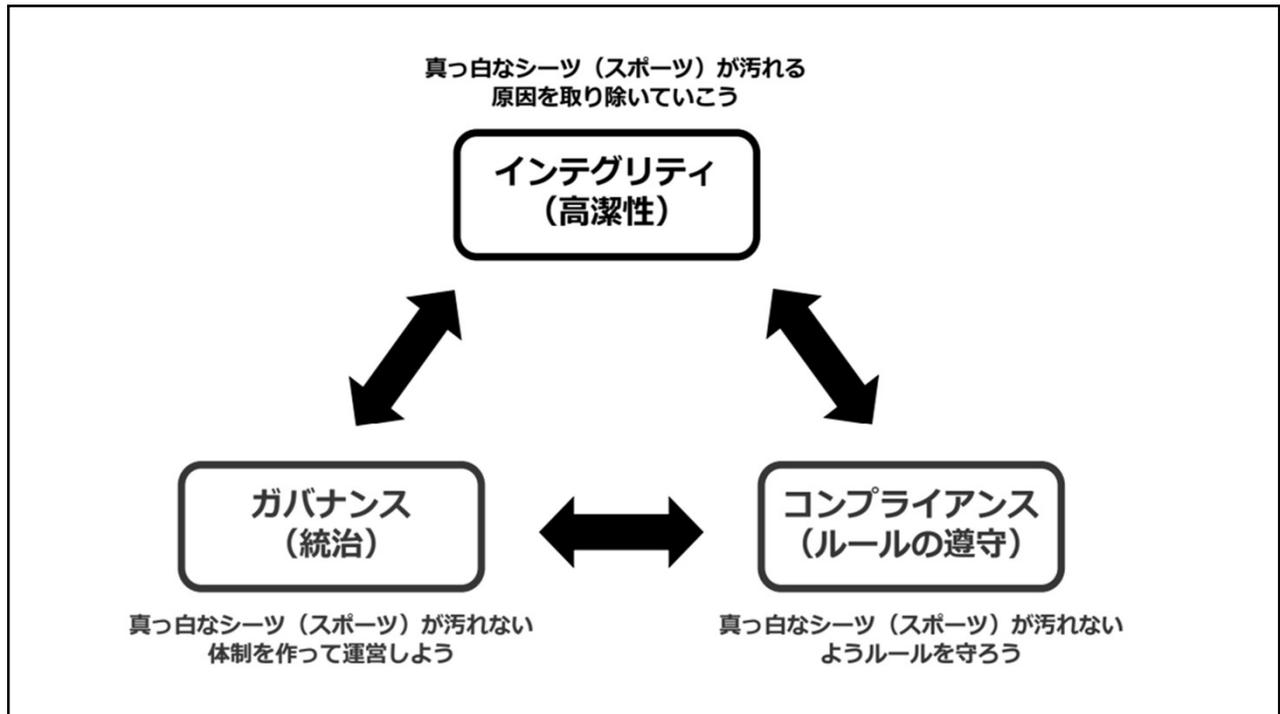
スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利

- ・ スポーツをする/みる/ささえることは法的に保護される権利

2



3



4

コンプライアンスとは

● コンプライアンス

- 法令遵守と訳されるが、一般的に、次のルール[○]の遵守が求められている
 - ・ 法令（国が定める法律や政令、都道府県の条例など）
 - ・ スポーツ団体が定める定款や規程
 - ・ スポーツ固有のルール（競技ルール、フェアプレイ精神、スポーツマンシップなど）
 - ・ 倫理・モラル
- 社会的に認識されているルールの遵守と理解するのがより適切
 - ・ スポーツ団体も社会の一員であり、ルールを守って、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献すべきという考え方（スポーツの社会的責任）

5

コンプライアンス違反（不祥事）

● スポーツ団体で生じる典型的なルール違反

- 暴力・セクハラ・パワハラ
- 金銭問題（不正経理、助成金の不正受給等）
- ドーピング（違法薬物の使用を含む）
- 倫理・モラル違反（コロナ禍の自粛ルール違反、SNSでの不適切発言、不倫等）
- 交通違反（飲酒・無免許・人身事故等）
- 反社会勢力との交際
- その他ルール違反（代表選考問題等）

6

暴力・ハラスメント

- 人権を侵害する違法な行為である
 - 刑事上（暴行・傷害・脅迫・強要など）も民事上も違法な行為
 - スポーツ界は、暴力・ハラスメントを禁止している
 - ・ 「スポーツ界における暴力根絶宣言」（2013）
- それでも繰り返される暴力・ハラスメント
 - 「指導方法わからず型」「感情コントロールできず型」への対応
 - 指導者だけでなく、アスリート・その保護者・支援者を含めた意識改革の必要性
 - Human Rights Watch 「数えきれないほど叩かれて」（2020）



数えきれないほど叩かれました。……集合の際に呼ばれて、みんなの目の前で顔を。血が出てたんですけど、監督が殴るのは止まらなかったですね。ちょっと鼻血が、と言ったんですけど止まらなかったです。
 ーダイキ・Aさん（23歳、福岡県）

7

- 暴力・ハラスメント根絶に向けた取り組み
 1. 暴力は許さないとの競技団体としての宣言
 - ⇒ 倫理規程・懲戒規程を作成し公表する
 2. 暴力を許さないとの競技団体としての毅然とした行動
 - ⇒ 不祥事が生じた場合、規程に沿って適切な処分を行い
 3. 暴力に頼ろうとする指導者等への教育
 - ⇒ 定期的に研修を実施する
 4. 隠蔽を許さない対応
 - ⇒ 不祥事に関する報告の義務化・報告遅れに対する制裁
- ルールに基づく適切な懲戒処分の必要性
 - スポーツ仲裁においてスポーツ団体の懲戒処分が覆される事案多数

8

ドーピング

● なぜドーピングが禁止されるか？

- スポーツの価値を害する
 - ・ フェアプレー（競技の公正）・競技者の健康・遵法の姿勢・青少年への悪影響など

● アスリートに課される厳しい義務と制裁

- ① 自ら摂取するモノについて責任を負う
 - ② 医師の選定及び医師に禁止物質を投与しないよう伝達すべき責任を負う
 - ・ 治療のために禁止物質を含む薬を服用する必要がある場合、TUE（治療使用特例）を事前に得る
 - ③ 自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う
- ドーピング検査で陽性になった場合、原則4年間の資格停止処分

9

不祥事を起こす3つの要因

● 不正のトライアングル

- 不正は、機会・動機・正当化の3つが揃った時に発生する

① 機会

不正行為を可能・容易にする環境

Ex.誰も見ていない、自分の行動が注意されない

② 動機（プレッシャー）

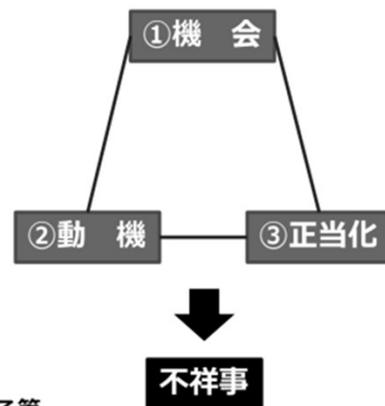
不正行為を行うことを欲する事情

Ex.お金に困っている、次の試合で結果をださなければならない等

③ 正当化

不正行為を行うことを正当化したり、やむを得ないと思える事情

Ex.ほかの人もやっている、ばれなければ問題ないと思える等



10

私たちの言動は大丈夫？



- 自分自身の言動を振り返り、安全、公平、公正な活動を！
- ほとんどのケースで、加害者は「そのつもりはなかった」と言います
- 「するな」だけでなく、「良い手本」を広めましょう！
- 暴力・ハラスメントの根絶と隠蔽を許さない対応を推進！
- 困った時には、JTAコンプライアンス通報相談窓口までご連絡下さい

11

JTAホームページ→情報 →インテグリティ関連

- TIU・ITF・WADA等の情報を日本語で掲載
- JTA関連情報も掲載中です
- 一度ご覧下さい



- <一般相談窓口>
- madoguchi@jta-tennis.or.jp
- <選手相談窓口>
- desuku@jta-tennis.or.jp

困っていませんか？



日本テニス協会は、ジュニアを含む本協会登録選手が主として国際テニス大会で遭遇するインテグリティ関連問題に対して、弁護士、専門家が秘密厳守でご相談に乗っています。

暴力ハラスメント

ドーピング

違法賭博

試合の不正操作

SNS上の嫌がらせ

その他、テニス・インテグリティに関わる事項

ご心配がある方はお気軽にご相談ください。

連絡先
Email: desuku@jta-tennis.or.jp
手紙: 〒160-0033 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2
Japan Sport Olympic Square
公益財団法人日本テニス協会
テニス選手相談デスク



12